

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公表番号】特表2007-517558(P2007-517558A)

【公表日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-025

【出願番号】特願2006-548236(P2006-548236)

【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

A 6 1 N 5/06 (2006.01)

A 6 1 B 18/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 9/00 5 1 1

A 6 1 N 5/06 E

A 6 1 B 17/36 3 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月25日(2007.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

角膜新生血管形成または結膜上の血管の堆積の治療のための装置であって、その装置が1.2μmと1.3μmの間の波長を持つ治療光線を放射するように設計されている治療光源(2)を含むことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記光源(2)がパルス型治療光線を放射するように設計されていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

各パルスの時間が調整可能であることを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項4】

各パルスの時間が0.5秒未満の値に設定されることを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項5】

各パルスの時間が少なくとも0.1秒と0.3秒の間の値に設定できることを特徴とする請求項4に記載の装置。

【請求項6】

二つのパルス間の時間間隔が調整可能であることを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項7】

二つのパルス間の時間間隔が0.5秒を越える値に設定できることを特徴とする請求項6に記載の装置。

【請求項8】

二つのパルス間の時間間隔が0.9秒を越えるかまたはそれに等しい値に設定できることを特徴とする請求項7に記載の装置。

【請求項9】

治療光線の各放射におけるパルスの数または放射の時間が調整可能であることを特徴と

する請求項 1 から 8 の一つに記載の装置。

【請求項 1 0】

各放射におけるパルスの数が少なくとも 50 と 300 の間に設定される能够性を有する装置。

【請求項 1 1】

治療光線の出力が調整可能であることを特徴とする請求項 1 から 10 の一つに記載の装置。

【請求項 1 2】

治療光線の出力が少なくとも 1W と 5W の間に設定される能够性を有する装置。

【請求項 1 3】

パルスの出力密度が少なくとも 30 W/cm^2 と 300 W/cm^2 の間に設定される能够性を有する装置。

【請求項 1 4】

光源 (2) がレーザー光源であることを特徴とする請求項 1 から 13 の一つに記載の装置。

【請求項 1 5】

レーザー光源 (2) がラマンファイバーレーザーを含むことを特徴とする請求項 1 4 に記載の装置。

【請求項 1 6】

ラマンファイバーレーザーが励起レーザーダイオード (201)、イッテルビウム - ドープドファイバーレーザー (202)、及びイッテルビウム - ドープドファイバーレーザーにより発生されたビームの波長を変換することを意図したラマン変換器 (204) を含むことを特徴とする請求項 1 5 に記載の装置。